

月潟村立村100周年記念「大花火大会」の花火寄附を募ります

立村100周年記念「大花火大会」を8月14日(土)に開催することとなりました。

この「大花火大会」事業については、全額ご寄附で賄う予定としており下記のように村民からもご寄附を募ります。

98年間続いた歴史を後世に残し合併後も一層の発展を祈念して、盛大に行う予定ですので何卒ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

寄附にご協力くださる方は6月30日(水)までに、次に連絡ください。

連絡先 立村100周年記念大花火大会事務局 担当 住民課 金子・総務課 五十嵐

月潟村役場 電話 375-2710へ

花火の価格は次のとおりです。

No.	花火号数	花火金額
1	5号玉(5寸)	10,200円
2	7号玉(7寸)	21,500円
3	8号玉(8寸)	32,700円
4	10号玉(10寸)	46,000円
5	20号玉(20寸)	510,000円
6	スターマイン	150,000円
7	大スターマイン	200,000円
8	超大スターマイン	270,000円
9	特大スターマイン	500,000円



消費者トラブル 注意情報

平成16年1月号広報つきがたでもお知らせましたが、村内でも多く左記のような「最終御通知」がまだまだ送りつけられています。

役場にも「電話をかけてしまったがどうしたらしいか」「はがきが送られてきたが内容に覚えがない」という相談が増えています。

新潟県消費生活センター
(☎285-4196)
からのアドバイス

- 請求書が届いても、利用した覚えがなければ支払わずに無視してください。
- 郵送の場合、業者は住所と名前しか把握していないと思われるので、こちらから絶対に電話をかけないでください。(相手に電話番号がわかり、電話で請求してくる可能性もあります。)
- 今後何らかのアクションが業者からあつたときのために、届いた書類は捨てないで保管しておいてください。
- 強引な取り立てがありましたら、地元警察署に連絡してください。

最終御通知

〇〇興業(株)
〇〇県〇〇市〇〇区名駅3-6-9
名駅前ビル 4F

前略、突然では御座いますが御急ぎ申し上げます。

この度、貴方様が現在金銭の御借り入れをされています各社様から、債権回収の依頼を受取りました〇〇興業(株)と申し上げます。

早速では御座いますが、まず貴方様は現在御利用されている金融機関との間での契約条項「期限の利益の喪失」に該当している事は十分御察しの事と存じます。

よって、貴方様はこれ以上御支払いの意思がないと判断して頂いた末、「貸企業法二十四条 債権譲渡等の規制」により貴方様の債権回収業務を強制的に実行させて頂きます。これと同時に、貴方様には一括請求を命じ、万が一本日中に御支払い頂けない場合は、金融機関の全停止処分、信用情報機関へのブラックリストとしての登録をさせて頂きます。また、当社顧問弁護士を通して財産・給料等の差し押さえ等法的手続も申請中である事も付け加え御知らせ致します。

更に弊社特別地方回収員が貴方のご自宅、御勤務先は勿論の事、御親族関係者の方々宅等へ早急に御伺いし、御相談をさせて頂く事となります。

しかし、貴方様の誠意遺憾によりましては御相談等に応じる事も可能ですので、もし今回件に関しては早期解決を御考えになりました場合は、至急下記の御連絡先まで御電話を下さい。

御連絡先 080-0000-0000 080-0000-0000
080-0000-0000 080-0000-0000

受付時間 午前9時～午後3時迄

* 尚、当初の契約証書等の重要書類ですが御客様の方から御電話を頂まして御相談等に応じて頂かないと、こちらから御郵送させて頂くことは出来ませんので予め御了承下さい。

合併記念事業をお知らせします

村では月潟村合併記念事業委員会を立ち上げ、第1回の会議で設置要項を説明し、実行委員長に和平晃氏、副実行委員長に平原實氏、関根益夫氏を選任しました。第2回の会議で合併記念事業実施計画(案)と時期(案)を説明し、第3回の会議で委員の皆さんから意見等をいただき下記のとおり各行事の事業計画が決定しました。

なお、詳細等については順次お知らせしていきます。

記

○役場にカウントダウンパネルの設置

○モニュメントの設置及び川切れ跡の碑等の設置

○閉村記念式典 3月13日(予定)

○合併記念講演会 講師 佐藤幸治さん

○記念誌の発行(全世帯配布)

○月潟音頭のCD版作成

○旧駅舎・遊歩道にボンボリ(提灯)等設置

○県警音楽隊招へい(村民運動会時、10月3日)

○立村100周年記念大花火大会(8月14日)

○立村100周年記念お祭り広場イベント(会場:野球場、8月14日)

※協賛事業で月潟郵便局よりカブセル郵便を予定しています。

[申込書の請求先・問い合わせ]	[申込先]	[申込期間]	[会期]	[会場]
0256-72-2355	都心1-1 埼玉県さいたま市中央区新	6月22日(火)～6月29日(火)	昭和59年4月2日(昭和62年4月1日生)	6月22日(火)～6月29日(火)

(消印有効)

地方研修所に在校(全寮制)し、約13ヶ月間の研修を受けたの賦課・徴収等の事務に従事する。また、専門的知識・技能等を取得するため、各種の研修も予定されています。

採用されると、税務大学校を次のとおり実施します。

適正な課税を維持し、また租税収入を確保するため、国税に関する調査や指導などの事務を行う税務職員の採用試験を実施します。

国税局や税務署において、

(税務大学校生) 対象